

令和 8 年度 社交金 第 1 号－ 1
かわべ天文公園大型遊具等整備工事
実施要領

令和 8 年 9 月
日高川町

1 趣旨

日高川町（以下「町」という。）南西部に位置する「かわべ天文公園」は、平成8年に開園され、広大な敷地に天然芝生が敷き詰められ、夜は満天の星空を眺めることができるなど、自然を満喫できる施設であるため、地域内に限らず地域外からも利用者が訪れ、憩いの場として利用されてきた。

しかし開園から30年が経過し、利用者ニーズの多様化や施設の老朽化もあり公園来園者が減少傾向にあるため、地域の活性化や子どもたちが安心・安全に遊ぶことができ、より魅力のある公園になるようかわべ天文公園の再整備を進めている。

本事業は、安心安全で快適な公園施設の利用を確保するため、限られた資源を最大限に有効活用し、多くの子ども達が幅広く楽しく遊べ、本公園の新たなシンボルとなるような大型遊具等を設置するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、創造力・技術力・問題解決に優れた事業者を選定しようとするものである。

2 事業概要

（1）事業名

令和8年度 社交金 第1号ー1 かわべ天文公園大型遊具等整備工事

（2）発注方式

本事業は、公園内に遊具設置の企画・提案を受けた上で、新たな遊具の実施設計及び現地への設置まで（既存遊具の撤去可）を一括して、公募型プロポーザル方式により発注する。

（3）内容

内容については、「かわべ天文公園大型遊具等整備工事 仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

（4）工 期

契約締結日の翌日から令和 9年 3月26日まで

※ただし、日高川町議会で予算繰越の議決を経た場合、令和 9年 8月30日まで期間の延長を可能とする。

（5）工事場所

和歌山県日高郡日高川町大字 和佐 地内

（かわべ天文公園内）

（6）提案上限額

200,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※測量、設計、製品製作、設置工事等（基礎工事を含む）のすべてを含む。

（7）その他

遊具及び周辺施設は、国土交通省が定める「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び「遊具の安全に関する基準」（（一社）日本公園施設業協会）に基づくものとし、賠償責任保険の対象となる製品であること。

3 選考方法

- (1) 選考方法については、下記に示す「7 提案書・プレゼンテーション」に基づき、かわべ天文公園大型遊具等整備工事公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- (2) 審査は、提出された書類及びプレゼンテーションにおいて実施されるヒアリングを加味し、総合的に評価して行うものとする。

4 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

内 容	日 程
募集開始（公告）	令和8年10月 2日(金) から
現地確認	必要に応じて自由見学とする 営業時間：午前9時から午後5時まで
参加表明書提出期限	令和8年10月19日(月) 午後5時必着
参加表明に関する資格審査の結果通知	令和8年10月21日(水)
質問書の提出期間（参加表明書を提出した者に限る）	令和8年11月 6日(金)
質問書の回答期限	令和8年11月11日(水)
提案書受付期限	令和8年11月19日(木)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年11月24(火)、25日(水) 予定
選定事業者の決定・通知・公表	令和8年12月上旬予定
仮契約	令和8年12月上旬予定
本契約（議決後）	令和8年12月中旬予定

5 参加資格

本事業のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、 町から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 日高川町暴力団排除条例（平成 23 年日高川町条例第 17 号）第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 公告日において、日高川町建設工事等入札参加資格を有する者。
- (7) 資格業種：土木一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業のいずれか

(8) 下記のいずれかの事業者で特定建設業の許可を受けている者

- ア) 日高川町内に本社・本店を有する者であること。(日高川町に本社・本店を有する者については、日高川町業者評価制度に基づく日高川町業種別認定表において、資格業種欄に示した業種の入札参加可能ランクが土木一式工事業についてはAランク とび・土工・コンクリート工事業についてはWランクであること。)
- イ) 配置予定技術者については、入札参加資格業種の専任の監理技術者(監理技術者資格者証の交付を受け、かつ建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)に定める監理技術者講習の有効期限を経過していない者)又は特例監理技術者を配置すること。
- ウ) 参加資格確認申請書提出日において、入札に参加しようとする者と継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者。
- エ) 設計については、自社内、第三者を問わず、1級建築士が1名以上(恒常的雇用関係継続3ヶ月以上)所属している者であること。
- オ) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)及び「遊具の安全に関する基準」((一社)日本公園施設業協会)に基づく公園遊具を整備できること。

6 参加表明者の資格審査

本プロポーザルに参加を表明する者は、次に掲げる書類及び添付書類を添えて正本として一部提出すること。参加表明を行った者に対しては、資格審査の終了後、審査結果通知書を交付する。

なお、事項に記載する提出期間内に参加表明書等を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することは出来ない。

(1) 提出書類

- ア) 参加表明書(様式第1号)
 - イ) 配置予定技術者の経歴等(様式第2号)
 - ウ) 建設業許可(登録)証明書又は許可通知書(写し)
 - エ) 最新の経営事項審査結果通知書の写し
- ※上記 ウ) エ) については、入札参加資格審査申請において更新されていれば提出不要。
- オ) 審査出席者届出書(様式第3号)
 - カ) 誓約書(様式第4号)
 - キ) 公募型プロポーザル参加資格等審査結果通知書の返送用封筒(長形3号封筒に切手を貼付し、宛先を記入及び「簡易書留」と朱書きすること)。

(2) 提出先及び提出期間

事務局まで持参又は郵送(書留郵便で提出期限必着)すること。

令和 8 年 1 0 月 1 9 日(月) 午後 5 時必着

(3) 資格審査の結果の通知方法及び通知期限

令和 8 年 1 0 月 2 1 日(水)までに公募型プロポーザルに係る参加資格審査結果をメールにて通知する。

7 提案書・プレゼンテーション

(1) 企画提案書

「6 (3) 資格審査の結果の通知方法及び通知期限」の通知により、審査対象者として選定された者は、企画提案書として次に掲げる書類及び添付書類を添えて正本として1部、副本として8部提出すること（提出書類の電子データ（CD等でPDF形式）を1部提出すること）。

なお、提案書の提出は、1者につき1案とする。

ア) 企画提案書（様式第7号）

イ) 工事の実施方針・工事フロー・工程計画（様式第8号）

ウ) 完成予想の概要図（イラスト）A3カラー（新設予定箇所1か所につき最大4枚）

エ) 遊具等の配置計画図

オ) 製品の寸法や材質のわかる構造図（平面、立面、側面図）

カ) 遊具設置後20年間の修繕及び部品交換に関わる維持管理経費（点検費用は除く）及びライフサイクルコスト（LCC）を説明する資料

キ) 見積書（任意様式、合計金額のほか積算（設計内訳、代価表等）内容も記載すること）

ク) その他必要に応じた補足説明資料

※提案事業者の企業名を類推できる記載はしないでください。

(2) 質問及び回答

ア) 質問期間について

① 参加表明書の提出後の質問については、参加表明書を提出した者に限り、令和8年11月6日（金）午後5時までとする。

② 提出方法については、工事概要質問書（様式第5号）に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。

イ) 回答期間について

① 参加表明書の提出後の回答については、令和8年11月11日（水）までとする。

② 審査対象者に対し個別にメールにて回答を行うとともに、必要に応じて、町のホームページにおいて閲覧に供する。

(3) 提案書・プレゼンテーションに関する提出先及び提出期間

事務局まで持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）すること。

令和8年11月19日（木）午後5時必着

(4) 評価基準

「別表 評価基準」により審査を行う。

(5) プレゼンテーション

プレゼンテーションについては、令和8年11月24日（火）、25日（水）に実施する。

※参加者数により上記2日のいずれかに振り分けさせていただくことがあります。

「6 (3) 資格審査の結果の通知方法及び通知期限」の通知にあわせ、プレゼンテーションの日程を提案書に通知する。

プレゼンテーションは20分以内とし、その後10分程度でヒアリングを行う。プレ

ゼンテーションは、提出した企画提案書に記述されている提案のみで行うものとする。

なお、プレゼンテーションの実施方法については下記のとおりとするが、災害等により、プレゼンテーション審査が開催しがたい場合は、別の方法で開催する場合もあり得る。詳細については対象者に別途案内を行う。

ア) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、審査出席者届出書（様式第3号）で届出があった者とし、配置予定である主任技術者又は監理技術者は最低1名出席しなければならない。

イ) 会場に用意されているもの

プロジェクター

ウ) 留意事項

- ① 提出した企画提案書の内容及びその補足説明についてのみ行うこと。
- ② 資料の追加配付（提出していない資料についてプロジェクターでの投影等を含む）は認めない。

(6) 最優秀提案者等の特定方法

ア) 委員会において、「別表 評価基準」に基づく評価点（各委員の評価の平均点）が6割以上の者のうち、最も高い者を最優秀提案者、時点の者を優秀提案者としてそれぞれ特定する。

得点が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、委員会で協議の上、最優秀提案者、優秀提案者を特定する。

なお、審査の結果、最優秀提案者を選定しない場合があります。

イ) 応募者が1者の場合も審査を行います。

ウ) 委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や意見、異議申し立ては一切受け付けません。

(7) 審査結果の通知

審査の実施後、文書で通知するとともに、町のホームページにて公表する。

8 契約に関する事項

- (1) 委員会において選定された最優秀提案者を優先交渉権者とし、仕様書及び優先交渉権者の提案書等の内容を基本に協議を実施し、議会の議決を得た後、契約を締結する。提案書の記載内容は原則として契約時の仕様とするが、本工事の目的達成のため、必要な範囲内において協議により、項目を追加、変更及び削除する場合がある。
- (2) 契約に関しては、最優先交渉権者との随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約をいう）とする。
- (3) 最優秀提案者と契約締結できない場合は優秀提案者と契約交渉を行うものとする。

9 失格事項

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「5 参加資格」を満たしていない場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 提案書類に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (7) 見積書の金額が提案上限金額を超過した場合
- (8) その他本要領に違反すると認められる場合

10 その他

- (1) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。
- (2) 書類提出にあたっての留意事項

提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出書の不利益が生じて、本町はこの責めを負わない。提出者においては、特定記録郵便等の利用又は電子メールで着信確認を行うなどの対策を講じること。
- (3) 無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

 - ア) 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの
 - イ) 記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
 - ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ) 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む）
 - カ) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 企画提案書等の取扱い

ア) 提出された企画提案書は返却しない。

イ) 提出された企画提案書の著作権は提案者に全て帰属する。ただし、事業者選定の結果公表等において本町がこの事業に関し必要と認められる用途については、提案者は、その一部又は全部の無償使用について許可しなければならない。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属する。

ウ) 町は審査・選定を行うのに必要な範囲内において、提出書類を複写して使用することがある。
- (5) 配置予定技術者の変更

本プロポーザルの提出書類に記載した配置予定技術者は、原則として変更できないも

のとする。ただし、病休・死亡・退職等のやむを得ない事情があるときは、事務局の了解を得た上で、同等以上の者に変更することができる。

(6) 辞退

本プロポーザルを途中で辞退する場合は事務局宛てにその旨を記載した書面（様式第6号）を提出すること。

(7) 特許権等

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案者が負うものとする。

(8) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。採用された企画提案書は、「日高川町情報公開条例（平成17年日高川町条例第10号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(9) 禁止事項

本プロポーザルに参加しようとする者は、本プロポーザルの最優秀提案者決定の公表までの間において、本プロポーザルに関して、審査委員に直接、間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に接触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

11 事務局

日高川町企画政策課

〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町大字土生 160 番地

電話：0738-22-2041／FAX：0738-22-1767

E-mail：kikaku@town.hidakagawa.lg.jp

別表 評価基準
(提案内容評価)

評価の視点 (評価項目)	評価の着眼点	配点
テーマ	遊具の整備内容がかわべ天文公園の地域特性に合った遊具設置・空間づくり（遊具の形状、色調、配置等）となっているか	20
コンセプト	【跳躍系遊具】※小学生向け、未就学児向け各1基 コンセプトに沿った提案となっているか。	10
	【複合系遊具】 コンセプトに沿った提案となっているか。	10
	【その他の遊具等】（滑走系遊具、滑降系遊具、揺動系遊具等） コンセプトに沿った提案となっているか。	10
遊具の構成要素	アンケート結果を取り入れた遊具の構成となっているか。	10
	障がいの有無や年代に関わらず、だれもが一緒に遊ぶことができる遊具の提案がされているか。	10
	多様な遊びなどの形態（のぼる、とぶ、くぐる等）が提供されており、子どもたちの想像力・冒険心を育むなど良質な遊具であるか。	
安全対策	猛暑による熱中症対策（保護者の見守り箇所含む）、遊具利用における火傷防止の対策を盛り込んだ提案がされているか。	10
	利用者の導線、遊具の安全領域、遊具の運動方向等を考慮した提案がされているか。	20
	子どもの様子を安心して見守ることができ、必要な時には手助けができるよう視認性が高く、保護者の動線等の配慮がなされているか。	
維持管理	劣化軽減や耐候性に配慮した耐久性のある部材・材料を使用しているか。	20
	遊具の耐用年数及び保証期間が長く、長寿命化に配慮した提案となっているか。	
	日常の点検や小規模な修繕などメンテナンス性の高い遊具を導入し、維持管理のしやすさが考慮されている	
施工計画	現地条件を踏まえた詳細な施工計画であり、かわべ天文公園利用者の安全検討が十分に行われているか	10
コストの妥当性	見積価格が上限額の範囲であり、かつ提案内容と価格を比較した場合、本事業の目的達成への寄与度が優れているか	20
合 計		150

高評価	やや高評価	普通	やや低評価	低評価
10～9	8～7	6～5	4～3	2～1